

# 自治会のごみ集積所の問題と対応

## ～研修会における調査結果の報告～

京都府立大学 人間環境学部

山川 肇

### はじめに

11月の研修会では、ご静聴頂きありがとうございました。また、ごみ集積所の問題点と対応についての議論にご参加頂き、誠にありがとうございました。

大変遅くなりましたが、そのときにいただいた問題点についてのご指摘を整理し、対応策について検討した結果をご報告いたします。有効性が確認されている対応策を収集したというよりは、問題の要因を分析して提案した対応策であり、それぞれどの程度有効であるかは未知数ですが、今後、それぞれの地域において問題に対応する際に、少しでもお役に立てれば幸いです。

### 結果の概要

本報告は、宮津市自治連合協議会研修会にて指摘された、各自治会における問題点に基づき、その要因を整理して、対応策について検討したものである。

まず問題点は内容別には13に分けられ、それらの間の問題構造について整理した。その結果、  
1)互いに関係しあっている問題もあるので、そうした問題群をまとめたうえで解決策を考える必要がある  
2)特に、住民以外によるステーションへのごみの持ち込みは、さまざまな問題を引き起こす原因となっている

ことが明らかとなった。

さらに集積場問題を引き起こしている人に注目して整理したところ、

- (1)地域住民以外による問題
  - 1)地区外からの持ち込み問題
  - 2)事業者による問題
- (2)地域住民による問題
  - 3)高齢者世帯による問題
  - 4)自治会に参加しない住民による問題
  - 5)一般住民による問題

に分けて考えることが有用であると考えられた。

最後に、上記の検討を踏まえて、概ね以下のような対応策の提案を行った。

<地区外の人による持ち込み問題>

観光地等のごみ発生場所での適切なごみ処理誘導策と、集積所に捨てにくくする工夫

<散乱ごみ問題>

観光地等の発生場所での適切なごみ処理誘導策と、よく捨てられる場所での適切なごみ処理誘導策

<事業者による不適切持ち込み問題>

きちんとした監視体制の充実と事業者名公表等による不適切持ち込みのコストを上げること

<高齢者によるルール遵守問題>

情報が十分理解されるような特別な配慮と、その事情に対応した制度・近隣の配慮

<自治会に参加しない住民による問題>

情報の確実な伝達と、書面による地道な働きかけ

<一般住民によるごみ出しルールに関する問題>

広瀬のモデルを念頭においた住民への働きかけと、必要に応じた制度変更のための市への働きかけ最後に、付録として広瀬のモデルの説明を掲載した。

## 調査の概要

日時	2000年11月27日(月) 宮津市自治連合協議会 研修会 にて
参加自治会数	90程度
回収数	35 (複数の自治会で1枚に記述されている場合もあり)
調査内容	分別を中心とする集積場での問題点と対応

## 集積場での問題点

### 集積場での問題の種類

各自治会の記述内容を整理したものは、別表1に掲載しましたので、ご参照下さい。それらのうち、複数の自治会から出された問題点としては、

- 1) 分別が徹底できない / 異物が混入する (21)
- 2) 規定外のごみが持ち込まれる (13)
- 3) 規定外のごみの処理に困る (6)
- 4) 分別数が多いなど、分別が困難である (5)
- 5) 中味が見えない (3)
- 6) 決められた日時以外、特に前の晩から出す人がいる (16)
- 7) 指定袋以外で出す人がいる (10)
- 8) 散乱ごみ、海岸に打ち上げられたごみ、不法投棄などの防止、処理に困る (10)
- 9) カラス等によるごみの散乱 (3)
- 10) 悪臭がする (3)
- 11) 集積場のごみ収集後の後片付け (2)
- 12) 住民への教育、排出の監視が困難 (5)
- 13) 他地区からのごみの搬入 (22)

等がありました(別表の分類の項目です。( )内は指摘のあった回答数。ただし、複数の問題にまたがるものはそれぞれ計算しています)。また、その他にそれぞれ1自治会からだけでしたが、いくつかの問題点の指摘があり、

- ・ビニール・プラスチック類の自家焼却
- ・集積所を場所の確保
- ・収集箱が小さく、また、ふたが重くて開けにくい
- ・ごみ収集日が少ない
- ・排出されるごみが汚い

等が挙げられていました。

### 集積場問題の相互関係への配慮

以上の問題点のうち、複数の自治会から挙げられた問題が、それぞれどのように関係しているかを整理してみたのが、図1です。

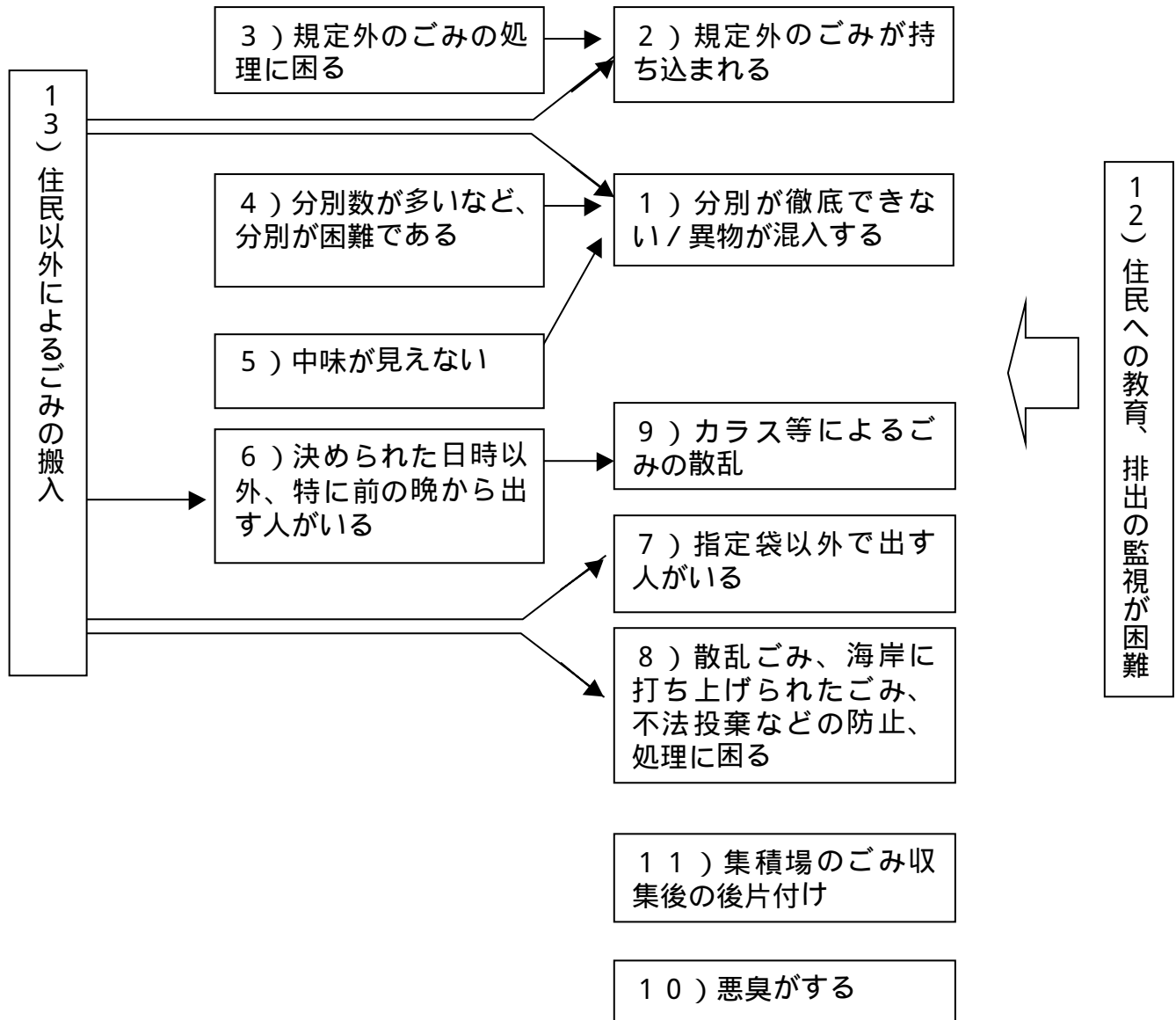


図1 集積所問題の相互関係

矢印は、原因と結果の関係を示しています。例えば、「3) 規定外のごみの処理に困る」ので、「2) 規定外のごみが持ち込まれる」という関係が考えられ、また、「13) 住民以外によるごみの搬入」によっても、「2) 規定外のごみが持ち込まれる」という問題が起きている、ということを意味しています。この場合、「2) 規定外のごみが持ち込まれる」問題は、「3) 規定外のごみの処理に困る」という問題の解決や、「13) 住民以外によるごみの搬入」問題を解決しないと、解決は難しいということになります。他の矢印についても、同様に考えられます。

また、図の右の方に、「12) 住民への教育、排出の監視が困難」、があります。これは、多くの問題を解決するためには、住民への教育、排出の監視などが必要になるけれども、そうした対策が困難である、ということなので、問題の原因や問題そのものとはやや異なった性質のことであると考えて、別にしました。

図からは、互いに関係しあっている問題もあるので、そうした問題群をまとめたうえで解決策を考える必要があることがわかります。特に、住民以外によるステーションへのごみの持ち込みは、さまざまな問題を引き起こす原因となっており、その対策が重要であることがわかります。

集積場問題を引き起こしている人への注目

また問題点への対応を検討する上では、どのような人によってその問題が引き起こされているかが重要です。例えば、地区外の人による問題に対して、住民への啓発を進めてもほとんど効果は期待できな

いでしょう。また高齢者世帯が分別表を理解できないため分別できていないという問題に対して、住民一般に分別の必要性をいくら啓発したとしても効果がないと思われます。特に、地域住民が起こしている問題であれば繰り返し働きかけることが可能であるのに対して、地区外の人による問題は、そうした働きかけが困難であるという基本的な違いがあるため、両者を分けて考える必要があります。

そこで、今回の問題点の記述の中で特に指摘されていた、問題を引き起こしている人とその問題点について、地区外か否かで分けた上で、以下に整理してみます。

(1) 地域住民以外による問題

1) 地区外からの持ち込み問題 (22)

もっとも多かったのが、地区外の人による問題です。先にも述べたように、分別の不徹底(4)、規定外のごみの持ち込み(1)、時間外の持ち込み(3)、指定袋以外による持ち込み(1)などの問題を起こしている可能性が指摘されています。また、観光客による散乱ごみ問題(4)も挙げられています。さらに、地区外からの持ち込みそのものを問題点としてあげている自治会も多くありました。

2) 事業者による問題 (3)

また、地区内か否かはわかりませんが、事業者による問題も指摘されています。規定外のごみの持ち込み(2)や不法投棄(1)の指摘があります。

(2) 地域住民による問題

3) 高齢者世帯による問題 (13)

次に地域住民による問題として多かったのが、高齢者世帯による問題です。分別の不徹底(7)、時間外の持ち込み(1)、指定袋以外による持ち込み(2)、そして教育が難しい(2)などの問題が指摘されています。

4) 自治会に参加しない住民による問題 (4)

また、地域住民による問題としては、自治会に参加していない地域住民による問題も挙げられていました。分別の不徹底(2)、規定外ごみの持ち込み(1)、ごみの出し方が悪い(1)などの指摘があります。

5) 一般住民による問題

あとは、上記以外の一般住民による問題、あるいはどのような人によるのかわからない問題です。中には、引越す人がなんでも捨てる、他都市から移住してきた人が分別しない、等の指摘もありました。

## 問題点への対応と、今後の可能性

上記のように集積所の問題が挙げられましたが、これに対して各自治会で立てられている対応策を整理したのが、別表2です。立ち当番制以外は問題ごとに分類しています。以下、上記の問題点についての考察も踏まえながら、別表に挙げた対応策も含めて、考えられる対応策について検討していきます。ただし、そのほとんどはすでに効果が確認された対応策というわけではなく、問題の要因を検討することで考えられた対応策です。

### 地区外の人による集積場へのごみ持ち込み問題

先に、問題の構造で述べたように、地区外の人による集積場へのごみ持ち込み問題は、多くの集積場の問題を引き起こしますので、初めにこの問題への対応について整理します。

地区外の人に対しては、繰り返し啓発等を行うことはできませんので、ごみの発生場所での対応と、地区外の人には集積所を利用しにくい状況を作ることが対策の中心になると考えられます。

対応のポイント	対 応
---------	-----

対応のポイント	対 応
観光地等の発生場所での対応	観光地や沿道の販売店における弁当容器や飲料容器等へのデポジット制度の導入
	モノの販売時に、捨て方の情報(ごみ箱の場所、分別の仕方等)を示す。
	観光地や販売店、飲食店・宿泊施設にも、分別ごみ箱を設置し、宮津市のごみ捨てルールを示す。
	集積所には、その地域の住民以外、捨ててはいけないことを伝える。 食缶鳥のようななんらかの報酬のある資源回収ボックスを設置する
集積所での対応	集積所を監視する
	集積所を、幹線道路などの目立つ場所から、観光客等は来ないような場所に移す。特に信号の近くは避ける。
	見た目を集積所らしくないものとする (スチールの物置のようなものを利用している事例がある)
	集積所の利用者の名前を、集積所に明記する

は、いずれかの自治会において、すでに採用されている対応策

観光地等での対応の一つ目としてあげたデポジット制とは、ビールびんのように弁当容器や飲料容器に繰り返し使える容器を使用し、販売時に預り金を上乘せして、お店に返してもらったらそのお金を返却するという方式のことです。ごみのもとになっているものを販売する事業者と消費者に、一定の回収責任を負ってもらおうというものです。

#### 散乱ごみ・海岸ごみ・不法投棄問題

観光客等によってしばしば引き起こされる問題として、散乱ごみ・海岸ごみ等の問題があります。海岸に打ち上げられるごみのうち、海流の関係で、特定地域のごみが特に流れてくるようであれば、その発生源の自治体等と交渉することも考えられます。しかしながら一般には遠方から運ばれてくるごみについては、自治体内での対応は困難です。一方、その海岸で捨てられたごみが打ち上げられている場合もあります。これは、その地域の散乱ごみ問題と考えられますので、これらは一緒に扱います。また、不法投棄問題というときには、事業者等による大規模なものがイメージされますが、ここでは散乱ごみと同様のもののみを扱います。

散乱ごみに対する対応のうち、発生源での対応は、上記の地区外の人による集積場へのごみ持ち込み問題と基本的には同様です。発生段階で適切なごみの捨て方・リサイクルのしかたについての情報が示されれば、少なくとも適切に処理することが容易になり、より多くの人ルールにそった排出を行うものと思われれます。

一般に、散乱ごみとして捨てられる主なものとしては、飲料容器、たばこの吸い殻、そして観光地や幹線道路沿いでは弁当くず等が挙げられます。このように問題となる商品がかなり偏っていますので、特にそうした商品を販売するお店や生産者の責任を問うことが重要です。販売店に適切な対応をとってもらうように働きかけ、できるかぎり発生源で対応する必要があります。

対応のポイント	対 応
観光地等の発生場所での対応	観光地や沿道の販売店における弁当容器や飲料容器等へのデポジット制度の導入
	モノの販売時に、捨て方の情報(ごみ箱の場所、分別の仕方等)を示す。
	観光地や販売店、飲食店・宿泊施設にも、分別ごみ箱を設置し、宮津市のごみ捨てルールを示す。またリサイクルへの協力をお願いする。
	観光地やごみの発生場所で、何を捨てるごみ箱かわかりやすい目立つごみ箱を設置する。

対応のポイント	対 応
	食缶鳥のようななんらかの報酬のある資源回収ボックスを設置する
よく捨てられる場所での対応	ポイ捨てへの警告とともに、どこにどのように捨てたらよいかを掲示する。
	よく捨てられる場所の近くに、よく目立つ分別ごみ箱を設置する。
	定期的に清掃するなどによりきれいにしておく

は、いずれかの自治会において、すでに採用されている対応策

### 事業者による問題

事業者による問題としては、「2）規定外ごみ持ち込み問題」（規定外ごみの持ち込み、規定外ごみの処分困難）、および、「5）散乱ごみ、海岸ごみ、不法投棄問題」があります。

事業者による持ち込み問題、不法投棄問題の多くは、コスト削減のための意図的なものと考えられますので、基本的には監視体制の強化と摘発体制の整備を図り、これにより不適正な持ち込みや不法投棄を、事業者にとってコストの高いものにする必要があります。ただし、大規模な生活環境破壊を招くような不法投棄以外では廃棄物処理法に基づく不法投棄の摘発・罰則の適用は現実的には困難とされています。そこで一つの方法として、不適正持ち込みや不法投棄を行った事業者名を公表することを条例で定めるといことが考えられます。もちろんこれを行うには条例の改正が必要となりますので、実現のためには市に働きかける必要があります。

監視については、上記の「地区外の人による集積場へのごみ持ち込み問題」のところにも入っていますが、事業者による問題による対策としてか、夜や夜中に当番を出して監視している自治会もあります。

### 地域住民による問題

#### 【1】分別の不徹底問題（分別不徹底、分別困難、中身が見えない）

地域住民による問題のうち、分別の問題をはじめに取り上げます。表では、まず一般的な対応を挙げた後、高齢者世帯による問題、自治会に参加しない住民による問題について、特に検討すべき点を取り上げました。

一般住民による場合の対応のポイントに並んでいる、「危機感」から「ルール意識」までの言葉は、研修会のときにお話しした環境配慮行動に関する広瀬のモデルに基づくものです。広瀬のモデルについては、文末の付録に説明を掲載していますので、ご参照下さい。

立ち当番制については、研修会のときにもお話ししましたが、すでに多くの自治会で採用されていたようです。立ち当番制は、住民に対するルールの徹底やその知識の確認等、さまざまな働きが期待できますが、同時にかなり手間のかかるシステムでもあります。特に一人暮らしや共働き等で、時間的に都合をつけるのが困難な世帯もあるものと思われます。私自身の意見としては、このようなコミュニティで最低限必要な協同作業・分担作業のための休暇については、職場で認めていくべきものだと考えていますが、現実にはそのようにはなっていないように思われます。その場合には、個人的に代行者をたてることを認めたり、共働きなどでも可能な役割と交換するなど、現実に即した柔軟な対応も必要であろうと思います。

高齢者世帯が問題となっている場合には、高齢者がごみをどのように分別したらよいかのわかっているかについて、確認する必要があります。そして、必要に応じてわかりやすく分別方法を伝える必要があります。また、どうしたらよいかはわかっているても、体力的な問題やごみ量が少ないことにより、分けて何度もごみを運ぶのがしんどくなっている場合もあり得ます。そうした場合についても、地域の中で相談して対応していくことが大切です。ごみをきちんと出すことも、普通に生活をしていく上で大切なことです。福祉の問題としても考えていく必要があると思います。

最後に自治会に参加しない住民による問題について検討します。自治会に参加しない住民によって問題が起こっている場合、通常と異なる点は、主として以下の3点ではないでしょうか。

- (1) 自治会の会員ではないため、関連する情報・働きかけが届いていない可能性がある
- (2) 生活時間帯が異なっていることが多く、直接注意をしようと思って訪問しても、いないことが多い
- (3) 地域住民との人間関係が希薄であり、働きかけても変化が見られないこともある

自治会のごみ集積所の問題と対応

(1)については、必要な情報を全戸に伝えることができれば基本的には解決しますが、(2)、(3)については非常に解決の困難な問題です。突き詰めていくと、結局、ごみ収集のルールを強制する有効な手段がないことに行き当たります。現在のところは、書面で注意を促し、また説得する等地道に働きかけを続けることしかないと思います。

問題の発生者	対応のポイント	対 応
一般住民による場合	危機感、責任意識、有効性	分別の必要性、分別排出の責任、一人一人が分別することの大切さ、を伝える。
	実行可能性	大型ごみ収集日前日に有線で放送する
		立ち当番制によって実体験できる機会の提供
		講習によって実体験できる機会の提供
	コスト感	分別が楽になるごみ箱の情報提供(仕切りつき、ペダルで開閉できる等)
		分別が楽になるキッチンのごみ箱の配置の伝達(シンクの下に分別ごみ箱等)
	ルール意識	分別違反を本人に知らせる
		有線放送で取り残されたごみのことを知らせる
立ち当番制の実施 分別状況のフィードバック(回覧板等による集積所の分別状況の報告)		
素材判別等の困難性	ごみ分別辞書の作成	
	分別のコツ情報の伝達(PETのマーク、スチレンは割って判断、など) どこまで分別するかのガイドライン作成	
中味が見えない	透明・半透明の買い物袋等の利用促進	
	ごみ箱からごみ袋に、直接開けるよう啓発	
高齢者世帯による場合	分別表の字が小さくて読めない場合	大きな字で書かれた高齢者用を作る
	どのごみが、分別表のどれにあたるのかわからない場合	高齢者用の講習会のようなものを、老人会主催で開くなどして、体験してもらう機会を作る
	ごみ量が少なく、分けて袋に入れるのは袋がもったいないという場合	近所の世帯と共同でごみ袋を使用するよう仲介する
		小さい指定袋を作成するよう市に働きかける
	種類毎に集積場に持っていきのがしんどい・面倒な場合	近隣でごみ運搬当番を決める
ごみ袋運搬用台車を用意する		
集積所の場所を変えて高齢者世帯の近くに作る 集積所を増やすよう市に働きかける 高齢者世帯について各戸収集にするよう働きかける		
自治会不参加者による場合	情報が伝わらない	分別表等の全戸配布や集積所に排出してよい時間帯の情報を伝える等情報の伝達
	直接注意できない	書面で注意を促す。
		分別の必要性、ルール遵守の必要性について、書面で説得する。 市が注意するよう、働きかける

は、いずれかの自治会において、すでに採用されている対応策

【2】規定外ごみ持ち込み問題(規定外ごみの持ち込み、規定外ごみの処分困難)

基本的には、分別の不徹底問題の対策は、そのまま住民による規定外ごみ持ち込み問題にも適用できると考えられます。なぜなら、規定外のごみを分けることも分別の一種だからです。しかしながら、分別の場合と異なる点もあります。それは、規定外のごみを市のごみ収集以外で処理しなければならないという点です。

さらにいくつかの自治会で問題となっているのが農機具です。対応としては、  
 ・販売店へ返却(購入時に返却可能かどうか確認し、可能なところで購入する)  
 ・引き取りをしている販売店のリストを作成・配布。そこで購入する。  
 などが考えられます。農機具は一種の事業系廃棄物ですから、自己処理責任の原則が適用され、処理費用は、本来、排出者が負担するものです。その点を住民に十分伝える必要があります。

【3】カラス等によるごみの散乱(カラス等による散乱、時間外排出)

高齢者世帯や自治会に参加しない住民による時間外排出の問題については、「1 分別の不徹底問題」でそれぞれについて挙げた考え方がある程度有用であると思われます。ここでは、時間外排出行動一般、および、カラス等による散乱への個別的な対応についてあげます。

時間外排出に対する対応で、日常的に集積場をきれいにしておくことを挙げているのは、集積所が汚いとどのように捨ててもかわりはないと思うようになりがちだからです。また、守らない人に注意することは、そのとき守らなかった人自身の問題だけでなく、他の人にルール違反が広がるのを防ぐ役割も果たすものと思われます。

対応のポイント	対 応
時間外排出行動に対する対応	時間外にごみを出すことで、実際にカラスや犬・猫の問題、管理する人の問題等、種々の問題が起こっていることを伝える
	収集日前日に有線放送等を流す
	必要に応じて、分別・曜日・時間等が参照できる資料を配布する
	守らない人に注意する
	立て看板で収集日・排出時間等を示す
	日常的に集積場をきれいにしておく
カラス等への直接的対応	立ち当番制により、時間内のカラス・犬・猫に対応
	黒い色の物をたてる
	ネットを使用し、散乱されないようにする
	集積所をコンテナ等に変更し、カラスや犬・ネコに散乱されないようにする

は、いずれかの自治会において、すでに採用されている対応策

【4】指定袋以外による排出問題

指定袋の使用については、導入当初にはわからずに使わないこともあり得ると思いますが、一定程度定着した後は、わかっている指定袋を使用していないものと思われます。

以下、広瀬のモデルに基づいて、いくつかの対応の可能性を挙げます。

対応のポイント	対 応
危機感、責任意識、有効性	指定袋の必要性(労働災害の防止、分別の徹底、ごみ減量、その他)、指定袋による排出の責任、一人一人が指定袋を使用することの大切さ、を伝える。



対応のポイント	対 応
コスト感	自治会で有価物の資源回収を行い、その売却益で指定袋を購入して協力者に渡す。
	小さくて安価な指定袋を作成するよう市に働きかける
ルール意識	守らない人に注意する
	有線放送で取り残されたごみのことを知らせる
	立ち当番制の実施
	指定袋使用状況のフィードバック(回覧板等による集積所の状況の報告)

は、いずれかの自治会において、すでに採用されている対応策

【5】悪臭、集積場のごみ収集後の後片付け

悪臭の発生は、集積所の清掃が適切に行われていない場合、収集時間が遅い場合、ルール違反ごみの放置による場合等に問題となると思われます。ルール違反ごみについては、上記までに挙げてきた種々の取り組みにより、ルール違反をなくすことが必要です。

集積所の清掃に対する当番制は、立ち当番制よりは負担が軽いものの、時間帯の関係で都合を付けることが困難な世帯があることに配慮する必要がある点については、立ち当番制と同様です。集積所の清掃のみの当番制でも、集積所管理の当事者となることで、よりごみ出しに対して留意するようになるという効果も期待できます。

なお、収集時間が遅いことに対して、「収集要員の増強による収集時間の短縮」を挙げていますが、この対策には、当然費用が余分にかかるため、新たな費用負担か他の施策にまわる代わりに清掃事業に使うことになるものと思われます。こうした施策の要望に対しては、この点について了解した上で行う必要があると思います。

対応のポイント	対 応
集積所の清掃が行われていない場合	集積所清掃の当番制を導入する
収集時間が遅い場合	収集ルートの変更による収集時間の不公平の解消について市への働きかけ
	収集要員の増強等による、収集時間の短縮の市への要請

は、いずれかの自治会において、すでに採用されている対応策

## 付録 環境にやさしい行動に影響する意識：広瀬のモデル

研究会のときにお話した環境にやさしい行動についての広瀬のモデルについて、あらためてここで説明します。図2にその概要を示します。

このモデルでは、環境にやさしい行動をするかしないか、またしようと思うか思わないかは、主として4つの要因によって決まるとしてあります。そのうちの1つは、その環境問題を解決したいという気持ちですが、それ以外にも「実行可能性」、「コスト感」、「ルール意識」の3つの意識が影響するとしてあります。

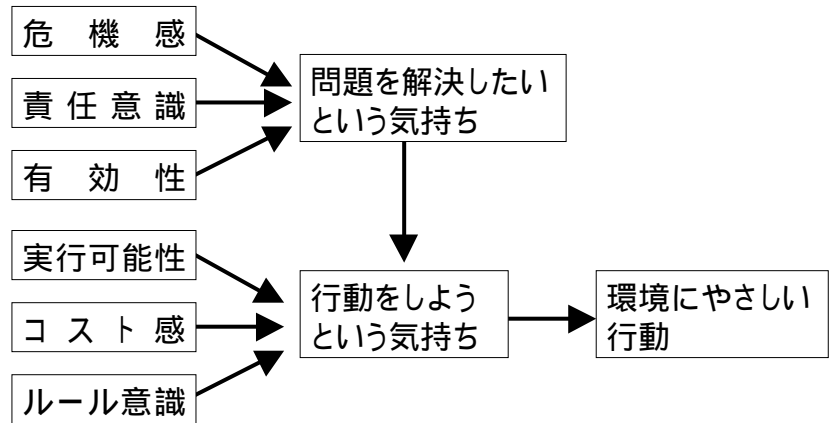


図2 環境にやさしい行動に影響する意識のモデル

一つ目は、実行可能性で、これは分別方法や分別ステーションを知らない等の要因でできない場合に相当します。次に、コスト感で、分別に手間がかかるとか、分別の場所がない、等の理由でしない場合です。ついでに、ルール意識で、分別はルールだから守らなくてはいいけないとか、あるいは分別しないと近所の目が気になるというような意識が影響することを意味します。

さらに、広瀬のモデルでは出てきませんが、その後の研究からは、有効性についての意識も直接行動に影響するという傾向が見られます。つまり、自分一人が分別してもしなくても、問題の解決には関係ないと思うと分別しなくなり、自分一人でも分別することが大切だし、そうすることが問題の解決には有効だと考えると、するようになる、というものです。

また、広瀬のモデルでは、問題を解決したいと思うかどうかの要因についても述べています。それが「危機感」、「責任意識」、「有効性」の3つで、先ほどの有効性のほかには2つです。特にこの危機感というのは、例えば、今はごみ量が増えて大変だ、と思うというような気持ちですが、こういう気持ちを持っていても、すぐには行動につながらない、それはごみ問題を解決したいという気持ちに影響を与えるのだけれど、それが行動となって現れるかどうかは、上記で述べた3つ、あるいは4つの要因との兼ね合い次第、というわけです。

ごみ集積所問題の場合、ルールに従ったごみ排出行動を環境配慮行動と考えれば、このモデルからさまざまな示唆が得られます。各自治会において、それぞれ応用して頂ければ幸いです。

分類	問題に関する記述
分別の不徹底	<p>誰が入れたか不明の不分別ごみが前夜から入っている</p> <p>分別の徹底が困難 地区住民（住民票を持ち常住している人）以外に、離村した旧住民、別荘として古家を借り、たまに来る人、観光客などが、集積場に分別せずに持ちこむケースがあとをたたない</p> <p>道路脇の集積場に他地区より持ち込みがあり、分別されていないものが多い</p> <p>ゴミ集積所に他地域通行人等が不分別ごみを投棄する</p> <p>老人の分別ができない</p> <p>地区内に住まず老人家庭の整理で（土日の利用）分別をせずに出す</p> <p>老人の方の収集分別がうまくできないようだ</p> <p>自治会行事に参加しない人がゴミの分別をしない</p> <p>老人家族の人が分別しない</p> <p>老人世帯が多いが、各世帯から出されるごみ量が少なく、わかっているが少量のため、各指定袋に分けて入れることなく、まとめて出されていて困る</p> <p>分別をせずに出す（とくに老人家庭（ごみが少ないため）</p> <p>高齢者が多いこともあり、分別が十分できていない。</p> <p>引越する人がなんでも捨てる</p> <p>他都市から移住してきた人が分別しない。全国で統一しないとダメ</p> <p>自治会会員外の分別なし持ち込み（徹底不備）</p> <p>ごみ収集ステーションが国道沿いにあるため、地域外からの分別できていないゴミの持ち込みがある</p> <p>ひとつの袋にほとんどのごみを入れてしまう</p> <p>完全に分別されていないゴミが混入してくる</p> <p>分別の異物混入</p> <p>分別の仕方ができていない</p> <p>分別ができない</p>
規格外のごみ持ち込み	<p>分別基準が守られず出されるものがある（出せないものを出す、ボンベ類の穴あけ処理されず）</p> <p>互助会館横のごみの収集場所で大型ごみと本来のごみとの区別と日時が守られておらず、常にタイヤ、ストーブ等が捨てられていて困っている</p> <p>大型ゴミ 毎回10点ほど不回収(回覧しても取りに来ない) 地区外からの持ち込み？</p> <p>農機具等収集対象外のゴミを出す</p> <p>大型ゴミで回収できないものの持ち込み（農機具、自動車用品等）</p> <p>家庭内大型ごみと、その他の大型ゴミの区分の誰にでもわかりやすい基準作り</p> <p>大型ゴミ業務用物の持ち込み</p> <p>大型ごみの指定以外出し</p> <p>「大型ガレキ」については、出されない「大型ガレキ」が搬入されておるのが現状です。</p> <p>大型ごみ...収集されるものとされないものいまま少し理解を</p> <p>大型ゴミ収集日に引き取り品目に入っていない古タイヤ、ブリキ等の持ち込みがあり困っている</p> <p>自治会に加入しない商店・アパートの住民について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集場所（不燃物類）。可燃物については解決済み</li> <li>・収集ごみ以外（たとえば、バッテリー、ドラム缶（ごみ焼却に使用等のもの）の放置</li> </ul> <p>収集できないゴミを出すこと</p> <p>収集しないことになっている物まで出す</p>
規格外ごみの取扱い	<p>大型ごみ、古農機具、廃車等の処分に困っている</p> <p>大型ごみで農業用の不要になった小さい道具がでて収集してもらえない（市では、農業機具、器械は収集しないことになっている）</p> <p>車のジャッキなど収集してくれない</p> <p>収集車の持って帰らない残品の処置</p> <p>農業用廃棄物の処理</p> <p>持ち帰ってもらえないごみをいつでもどこへ搬入するのかを知らせて欲しい</p>
分別困難	<p>ビン、缶、塩ビ缶など分別ができてにくい</p> <p>正確な分別の判定は本当にできるのか、住民に不信がある</p> <p>ビンの口についているゴム、プラスチックはとりにくく、無理にとろうとするとビンの口を破損する</p>

分類	問題に関する記述
	<p>分別の種類が多すぎる 素材毎に収集ができにくい</p>
中身が見えない	<p>生ごみの中に、不燃分が混入されていても分からない ビニールごみの中に、他のもの（発泡スチロール）が混入していても、外から判別できない 家庭でビニールゴミを収集する方法として、スーパーの袋に入れて、ビニールゴミ用の袋に入れる方法を取る人が多いが、中味が見えないので「だめ」と指導員からいわれた</p>
規程の日時以外の排出	<p>府道沿いのゴミ収集場所に大型の「消化器」、「ガスコンロ」等が夜のうちに他地区より捨てられる等困っている。 他地区からゴミの持ち込み～収集後に持ち込みあり 他地区より夜中に持ちこむ人がある 定められた日以外に出す者がある 収集日以外にゴミを出す 指定日でない日に出すこと ゴミの出す日時を守らない 決められた時間・日以外（例：夜間）に出す（大型を含む） 搬入日の前日にゴミを出す 時間を守らない 収集日前日にゴミを出す 深夜のゴミ出し 高齢者が多いこともあり、出す日が守られていない。 処分する日でないごみを少数であるが出す</p>
指定袋以外による排出	<p>他地区からゴミの持ち込み～指定袋以外あり 住民が分別の意味を理解できていないている場合がある - 指定袋が使用できない場合 分別収集の義務の徹底の欠如 高齢者が特にわかってなく、どんな袋（肥料袋等）に入れても収集場所に持っていけば回収してくれると思っている 指定袋以外で生ゴミを出す 指定袋に入れなくて搬入する 指定のゴミ袋を使わない 指定袋以外で出される方がある 指定の袋に出さず区別がつかない方があるので、名前をつけたらと思います 発泡スチロールを入れる袋は小さすぎて入らないので出しにくい 高齢者が多いこともあり、指定袋に入れていない。</p>
散乱ごみ・海岸ごみ・不法投棄問題	<p>空缶のポイ捨ての対策 海岸流れ廃物の処理 ボランティアの回収（年2回回収）だけでは海岸線は美しくならない。行政（農林水産）の取り組みの充実を図ること 海岸（浜）へのごみの打ち上げ 浜へ捨てて帰る（釣り人、観光客） 農業廃棄物の処理の意識 自然放置と下流への放流 住民自身がごみ問題に無関心 （例）自分の土地（農地）に、倉庫代わりにクルマ（廃車、農機器も含む）をおき、それが見苦しい。かつ、処理が困難になってきている（地区で10数台） 当地は観光地であるが、お客のマナーが悪く、海岸、空地、草むら国道沿い等に多くのごみが全く分別なく放置されている。 業者が、人目につかない場所に捨てるのをどう防止するか</p>
カラス	<p>ごみ集積所のカラス対策の不備 カラス対策に困っている カラス等によるゴミ散乱</p>

分類	問題に関する記述
悪臭	生ごみに対して集積所付近からニオイの苦情がある
	収集日以外に出される生ごみが夏季に異臭を放つ
	収集時間が遅く、異臭が出て困る
掃除	後片付けができない(組によっては当番制にしている)
	ゴミ収集後の清掃
指導・監視が困難	資料の認識・知識が足りないため年齢的に教育が難しいが、若い人の指導で効果が上がっている
	住民教育が浸透していない。文書も読めない人のため、手取り足取りの指導の必要がある
	量の増大で分別の監視が十分ではない
	相互監視が効果的であるが、対人関係がギクシャクしている
	委員の方が厳しいときは機能しているが、いい加減な人がやると効果がない
他地区等からの持ち込み	他地区からのごみの搬入
	他地区の人がゴミを置いていく
	他地区からの持ち込み
	他地区からゴミを出す
	他村の人がごみを捨てに来る
	他所からの持ち込みゴミ
	自治会の会員外の投入
	住民の人外によるごみ置き去り
	住民以外の者によるゴミの持ち込み、置き去り(釣り利用者等、レジャーゴミ、エサの余り、ナイロン袋等)
	国道に面している自治会(178号線) 4自治会 府道に面している自治会 5自治会
その他	さらに通勤中の方が、ビニールに包んだごみをポイと捨てられている
	「生ごみ」、「がれき」等の搬入について、他町からの搬入が見受けられる。地元での分別、搬入は近年正確に処理されているようです。
	ビニール、プラスチック類を野焼きする(田舎である。許容範囲?)
	今後、ごみ収集の場所が問題となる。適当な空場所がなくなってくる。
	ゴミの収集箱が小さい
	ふたが重くて開けにくい
	ごみ回収の日をもっと増やして欲しい(とくに大型ごみの回収について)
	他地区の分別と比べてみると、市全体で適正にできているのか不信感がある
	収集後の掃除の方が分別しているので、普段のときは大体よいように思えるが、隠して出す人に困っている
自治会に入っていないアパートの人たちのごみの出し方がよくない	
できるだけきれいな状態を出して欲しい	

別表2

問題	対策に関する記述
立ち当番制 (多くの問題に対応)	<p>収集日に持回り担当を定め監視を実施(全戸当番による)</p> <p>会員の意識を高める目的とあわせて、隣組単位の立番制をとっている - 不満の一つでもあるが、自分達のことだからという説明をくりかえすしかない</p> <p>各隣組単位で当番制で手直しをしている</p> <p>自治会の役員で見張り役を実施したが、現状ではなかなか徹底が不十分である</p> <p>ごみ出しのときに2名立ち会いを出して、仕分けしている</p> <p>ゴミ収集所へ当番として2名ずつ立ち会って対応している</p> <p>各自治会役員が、日を決め朝7時～7時30分、夕8時～8時30分に出る。そして、指導をしている</p>
規格外・異物混入	<p>たまには自治会長が見張りをしていて持ち込ませないようにしているが、いつも見ている訳ではないので、後の処分が大変です</p> <p>自治会としてはその人(分別しない人)に注意して、協力をお願いしている</p> <p>有線放送により、持ち帰るように地域に知らせている</p> <p>収集日に残ったもの、不分別を整理、次回収集日に回す</p>
規程日時以外	<p>夜、夜中に監視する人を出している</p> <p>立て看板</p>
指定袋以外	<p>ある期間(3～4日)の超した後、処理(放送後)</p>
カラス	<p>ネット等を使用している。黒い色のものを立てる</p>
不適正保管	<p>自治会で議題として取り上げているが、コンセンサスが得られない</p>
	<p>大型ごみについては、前日、担当委員より放送を行って対応している</p>